農業ワーキング・グループ関連

提	案事	項名	該当	頁
	1 -	農業生産法人(農地所有適格法人)の構成員要件の緩和等、農地規制の更なる見直し		1
	2 -	砂糖・でん粉の価格調整制度の廃止		1
	3 -	㈱農林漁業成長産業化支援機構における「農林漁業成長産業化ファンド」の出資対象 要件の緩和		2
	4 -	耕作放棄地における一時的な林地転用に対する柔軟な対応について		2

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管官庁
1	27年 12月14日	28年 1月27日	農業生産法人(農地所 有適格法人)の構成員 要件の緩和等、農地規 制の更なる見直し	[提案の具体的内容] 農業分野への新規参入の促進、および参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員 要件等の農地規制の更なる緩和を迅速に進めることが必要。具体的には、企業による農業生産法人の過半の議決権取得を認め るとともに、企業による農地所有を可能とすべき。 [提案理由] 2009年12月に施行された改正農地法により、リース方式による企業の農業参入は原則自由化されたものの、貸主に解除権がある など、借主にとっては不利な内容となっている。農家の後継者不足の解消、および農業経営の大規模化による生産性向上を実現す るためには、企業に農業参入を促進することが不可欠であり、農業生産法人の要件緩和等のさらなる見直しを行うことが必要。	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省
2	27年 12月14日	28年 1月27日	砂糖・でん粉の価格調整制度の廃止	【提案の具体的内容】 国内生産者保護のために設けられている砂糖・でん粉の価格調整制度を廃止すべきである。 【提案理由】 砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している。しかし、マークアップや調整金は、企業のコスト競争力の低下および消費者の負担増につながっている。	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管 官庁
3	28年 1月13日	28年 2月9日	㈱農林漁業成長産業 化支援機構における 「農林漁業成長産業化 ファンド」の出資対象要 件の緩和	(株農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による「農林漁業成長産業化ファンド」の出資対象要件(農林漁業者の議決権割合が他の事業者を上回っていること)を緩和する。 [提案理由] A-FIVEと地方銀行等が組成する「農林漁業成長産業化ファンド」(以下、「ファンド」)は、6次産業化に取り組む事業体(6次化事業体)に対し、出資による支援を行っている。 6次化事業体の意思決定において農林漁業者の主導性を確保する観点から、ファンドの出資を受けるためには、農林漁業者の議決権割合がその他の事業者(2次・3次産業事業者)を上回っていることが必要とされている(注1)。 (注1)6次化事業体の議決権について、農林漁業者の議決権割合が2次・3次産業事業者を上回っていることを要件に、ファンドから原則として総議決権の50%まで出資を受けることができる。この点について、会員行からは、農林漁業者の資金力が乏しく、議決権要件を満たせないため、ファンドが出資できないケースが多いとの声が聞かれる。 平成26年10月、農林漁業者の出資負担を軽減するため、一定の要件を満たす場合に、ファンドの出資上限(50%)を超過できる特例を設けたが、活用が十分に進んでいるとは言い難い(注2)。 (注2)平成27年12月現在で、ファンドの6次化事業体への出資実績は77件・約50億円。これは、ファンド総額合計(全53ファンドで約690億円)の7.2%程度にとどまる。 本要件を緩和し、ファンドの出資対象が拡大すれば、わが国の農林水産業の付加価値向上、成長産業化に繋がる。	(一社)全国地方銀行協会	農林水産省
4	28年 2月17日	28年 2月25日		現在、未利用材を原料にしたパイオマス発電所が至るところに建設され、地域によっては、原料となる木材の取り合いや木材価格の高騰を招いています。 一方、新聞紙上では耕作放棄地が約40万ha存在するという記事が掲載されているうえに、TPP発効後においては、更なる耕作放棄地の増加も懸念されます。 これらの状況を改善する一つの方法として、耕作放棄地における早生樹(20年程度で伐採できる燃料・用材用の樹種)等の育成による一時的な林地転用を実施することを考えて、以下を提言致します。 1. 耕作放棄地の一時的な林地転用についての判断の柔軟化 北海道においては離農後の採草放棄地が多く、面積的にも2ha、4haを超えるものも少なくありません。現状のルールでは、大規模な農地転用には、知事や農林水産大臣認定による転用許可が必要となります。 このような大面積の農地の場合も含め、一時的な林地転用についてしょうか。(20年程度の伐採計画である早生樹の林地で農地に戻すか・林地を継続するかを判断できる制度を創設して頂けないでしょうか。(20年程度の伐採計画である早生樹の林地であれば、農地への転換が必要となった際には、抜根、耕転し農地に戻すことが容易と考えます。) 2. 耕作放棄地の一時的な林地転用における森林法上の計画対象森林へのみなし制度現に耕作放棄されている苦しくは当面耕作の見込みのない農地において、上記のとおり早生樹等を植栽する場合には、収穫までの期間において、当該農地を森林法第5条の計画対象森林としてみなし、森林経営計画の作成が可能になるような制度を創設頂けないでようか。また、このためには、森林経営計画制度においても早生樹等に対する基準が必要と考えます。近年における精英樹選抜や成長の早い樹種の開発・改良技術の進歩により、国内林業の活性化を促進することができます。 これらの制度ができれば、耕作放棄地や遊休農地などの有効活用が図れる上に、再生可能なエネルギーの原料供給地としての機能を果たすことが出来ると考えられます。また、平成27年8月に閣議決定された「国土形成計画」に記載されている「適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地等の土地については、森林等の新たな生産の場としての活用や・・・(略)・・・を図る。」という主旨に合致するものと考えられます。	住友林業株式会社	農林水産省